

市広聴第 1212 号

令和 2 年 8 月 27 日

認定NPO法人ホテルのふるさと瀬上沢基金

理事長 角田 東一 様

横浜市長 林 文子



「上郷開発は周辺住民の賛同なしで許可する？」について (回答)

さきに陳情 (令和 2 年 7 月 29 日) のありましたことについて、次のとおりお答えします。

< 1 について >

事業者には、機会を捉えた地域への説明等や寄せられた質問等への回答など、市民の皆様丁寧に丁寧に対応するよう働きかけてきました。今後も、適宜、こうした働きかけを行ってまいります。

< 2 及び 3 について >

横浜市開発事業の調整等に関する条例 (以下、条例といいます。) は、開発事業者が開発事業の構想を説明会等により地域住民に周知し、住民からの意見について見解を示すこと、開発行為に伴い整備すべき公共施設の管理者※ 1 と協議することなどを目的としています。

また、都市計画法に基づく開発許可においては、同法に基づく技術基準に適合し、かつ公共施設の管理者の同意等※ 2 を得たものについては許可をしなければならぬと定められています。

※ 1 条例に基づく協議項目と関係協議機関

- ・緑化空地：環境創造局みどりアップ推進課
- ・雨水調整池：道路局河川管理課
- ・公益用地：財政局取得処分課

※2 都市計画法に基づく協議項目と関係協議機関

- ・造成計画等：建築局宅地審査課、調整区域課
- ・道路計画：道路局路政課、維持課、栄土木事務所
- ・水路：道路局河川管理課
- ・排水施設：環境創造局管路保全課
- ・公園、樹木の保存等：環境創造局みどりアップ推進課
- ・消防水利：消防局警防課
- ・ごみ収集場：資源循環局業務課
- ・水道：水道局配水課



この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

(担当)

都市整備局 地域まちづくり課

電話：045-671-2939 FAX：045-663-8641

建築局 宅地審査課

電話：045-671-4517 FAX：045-681-2435